

生活困窮者支援と住宅支援策充実を求める意見書

2020年4月7日発出の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」による今回の事態は、改めて日本の住宅政策の貧しさをあらわにした。2017年度の東京都の調査によれば、ネットカフェ難民と言われる人々の多くが20代から40代である。平均月収は11万円ほどで、アパート入居の初期費用や保証人確保が困難であり、また安定的な収入が確保できていないとの回答が多かった。

単身者が入居できる低廉な賃貸住宅があれば、生活保護利用に至らなくても自立できる場合が多々ある。しかし、多くの公営住宅は、稼働年齢世代の単身者は申し込むことができない。2011年の公営住宅法改正で同居親族要件が廃止されたにもかかわらず、多くの自治体が、条例で同居親族要件を定めたままにしている。応募倍率の上昇の懸念、単身向けには民間ストックがあること、公営住宅には世帯向け住戸が多いこと等が理由として挙げられている。

一方、2017年に、低所得者層を含む住宅確保要配慮者対象の「新たな住宅セーフティネット制度」がスタートしたが、登録件数は2万9,759件（2020年6月）にとどまり、実効性ある施策になっていない。

実効性のあるハウジングファースト政策は緊急の課題であり、災害救助法に基づく、みなし仮設住宅の確保による、みなし公営住宅の拡充も必要である。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、生活困窮者支援と住居支援策充実のため、下記の事項を強く求める。

記

- 1 60歳未満の若年単身世帯も公営住宅に入居できるよう、自治体で条例改正ができるよう、国は自治体に対し、家賃補助等の助成金を含む施策を実施すること。
- 2 東京都は、若年単身世帯が入居可能となるよう、都営住宅の同居要件を廃止する条例改正をすること。
- 3 国は、「新たな住宅セーフティネット制度」が実効性あるものとするため、借り上げ公営住宅制度での活用及び入居継続支援に対する補助を実施すること。
- 4 東京都は、単身用物件を積極的に借り上げ公営住宅として活用し、若年単身者の居住確保支援を行うこと。
- 5 災害救助法に基づく、みなし公営住宅の拡充に取り組むこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月24日

三鷹市議会議長 石井良司